

美しい街、住みたくなる街を  
目指すために環境問題・  
教育問題への取組みは。

**恒石議員**

(1) 環境行政について

産業廃棄物処理施設の立入調査について、市長は立入調査・指導は権限がないから出来ないと言われるが、それが出来るように公害防止協定を結んでいるのではないのか。この許可権限は県であり、立入調査・指導・罰則も県に権限があるが、市町村長も県へ対し意見書を提出し、処理業者とは公害防止協定を結んでいるので、市町村長に罰則の権限ではないが、立入調査をする権限はあるので、安定五品目の埋立処分の基準違反をせずに正しく処理をすれば公害は出ません。産業廃棄物処分場は必要な施設であるので、今後、管理・監督をしっかりと頂き、環境保全に務めて貰いたい。

(2) 教育行政について

17年度のいじめの件数と内容についてお尋ねしたい。また子どもの教育は親に一番責任があると理解するが、学校としても責任があるのではないか。教育委員会として指導・監督する責任があると思うが、市長の考えをお聞きしたい。問題があった場合、毎日でも報告するよう指

導して解決に努めるべきである。

**市民環境部長**(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物処理施設の立入検査ができるのは、都道府県知事と保健所設置の市長と定められている。市としても立ち会うことに

しており、また事業者と公害防止協定を締結し、それに基つき、立入検査を行うこととしている。

**市長** (2) 教育に携わる全ての関係者が問題の重要性を認識して、兆候を把握し、迅速に対応することが重要であると考え。いじめは教育の場だけではなく、背景には社会や家庭にも要因はあり、社会問題と複雑に絡み合っていると考え。大人が家庭や地域社会において、子どもの立場に立つて、関心を持ち、解決のために真剣に、いじめと向き合い取り組んでいかなければいけない。

**教育長** いじめの件数について、

中学校20件、小学校11件の報告がなされている。内容については、言葉でのおどしや、冷やかしの、持ち物隠し等の報告がなされている。学校現場では学校が責任を持つが、子どもたちへの調査やアンケート箱等設置したり、子どもや保護者からの情報を得て、いじめをいち早くキャッチするように教育委員会として指導をしている。

自然環境の保持と  
「道の駅」の早期実現を！

**廣瀬議員**

(1) 市民環境行政について

市内萱瀬地区に立地が計画されている産業廃棄物処分場について、住民の反対運動が行われている。市は住民の意向を尊重して、反対の態度を明確にするべきではないか。

東大村の産業廃棄物処分場は、改善勧告を受け、どのような改善がなされたのか。又、今後再発しないよう抜本的な対策はとられるのか。なお事業完了の見通しはどうか。

(2) 商工行政について

市内には地元が自主的に設置しているバス停があるが、老朽化が激しく管理に苦慮している。市で整備ができないか。

鈴田峠の農産物即売所並びにレストラン「野鳥の森」は、この12月開設一周年を迎え、年間約30万人の入場者があったと聞くが、大村市の活性化と地域農業振興に大きな成果が上がっている。当初の目的であった「道の駅」登録への進捗状況と今後の大村市の取り組みについて。

**市長**

(1) 市としては、廃棄物処理施設設置許可申請書に対する市長の意見を求められたが、そ



鈴田峠  
野鳥の森  
レストラン(上)  
こだわり市場(右)



の処理施設の設置場所については、適当ではなく反対であると、明確に申し上げた。

**市民環境部長** 勧告後の改善に

ついて、まず浸透水については、埋立廃棄物と雨水を接触させないように表面に覆土を行い、水質改善を図られている。悪臭対策としてガス抜き管を利用して埋立地内に空気を供給し、硫化水素の発生を抑制するようにしておられている。なお、県の測量による残余量が、5,295立米であり、7月7日の停止まで搬入があり、残りはわずかではないかと考える。